



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

STARTS NEW

Vol.26

2012年夏号

会長挨拶

宮本 好彦（三恵苑在宅介護支援センター）

5月26日の総会にて会長職を仰せつかりました。会員のさらなるスキルアップのための活動や、介護サービス事業者連絡会はじめ市内各団体との連携活動などに尽力させていただきます。行政はじめ各関係機関の皆様には引き続きご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

昨年度は協会が設立されて10年を経過する節目の年でした。ケアマネジャーは、在宅で介護保険を利用する方の担当のほか、施設入所している方を支援する者や地域包括支援センターに従事する者と多岐にわたり在籍して

います。そのような背景のなか、私たちの研修活動のあり方にも改編の必要性がみえた一年となりました。旧4市が合併して再編成された区ごとの活動は、複数の区幹事が合同でサロンを企画・実施することが主流となり、6年目となる市の地域包括支援センター事業が定着するにつけてケアマネサロン活動には一層の獨創性が求められました。一方、メインとなる全体研修はその内容が対外的にも評価されつつあり、国の委託事業の一端への参画提示をいただいたり、施設ケアマネ対象に実施してきた活動内容は数年にわたり



テーマを定例化して行ってきたことで着実に参加者を増やして会員の資質向上に実効が上がっています。

さて24年度は医療・介護保険の報酬同時改定が始まりました。このふたつの保険制度が整合性を目指し、両サービスの切れ目ない提供、体制整備が意図されていることは周知のとおりです。「2025年モデル」へ向かつてはあと2回の同時改定が控えています。今回も含めこの同時改定るときこそ私たちは介護職の専門性や専門領域をどう確立していくか、考える機会にしたいものです。「責任が増えるばかりで報酬は上がらない」「業務改善とかいつて書類や様式が増えるばかり」などお門違いなこと苦悩することからは脱却し、前向きに自分の仕事の領域を広げていく姿勢に専門性を加えることで社会評価を向上させましょう。専門性を磨いて利用者（国民）の信頼を得た上で、初めて待遇面も含めた真の意味での専門職を確立できるものと考えます。

今年度も、協会会員すべてのスキルアップのための場を提供いたします。協会の今後の展望も共に考え語らいながら：一杯やりましょう！

さいたま市介護支援専門員協会

「平成24年度 通常総会および協会設立10周年パーティー」

開催日時 平成24年5月26日（土） 13時45分～14時45分（通常総会）

17時00分～19時00分（10周年パーティー）

開催場所 さいたま共済会館（通常総会）

めし屋Barニューアメリカン（10周年パーティー）



5月26日（土）さいたま共済会館において「平成24年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。

今年の会員出席者は、65名を数え、来賓にはさいたま市保健福祉局福祉部部長 山本信二氏をはじめ、行政からも多数のご出席をいただき、関係諸団体として、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会、大宮地区訪問看護ステーション連絡会からもご出席をいただいた。

また、清水勇人市長には、ご多忙中にもかかわらず、昨年に引き続き、駆けつけてくださり、ご祝辞をいただいた。

現在、さいたま市の人口は、124万人、65歳以上の方々は、24万人

を超え、高齢化率19.5%という状況。これが平成26年度には、27万人になり、いわゆる高齢化率が21%を超える超高齢社会に突入していくと予測される。

こうした時期を迎え、さいたま市では、4月1日から「さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例」通称「安心長生き条例」がスタートした。これは、市民一人ひとりが生涯にわたって尊厳を保ち、安心して長生きすることができる地域社会を実現するためのまちづくりを目的に制定された。基本理念は、*市民一人ひとりが居場所を見つけることができる地域社会。*市民一人ひとりが支え合いの重要性を実感することができる地域社会。*市民一人ひとりが高齢期を迎えても安心して生活を営むことができる地域社会。

また、平成24年度から健康づくり等を目的とした介護ボランティア制度の拡充、高齢者サロンやサークル活動に参加することで、ポイントを得られる「長寿応援ポイント制度」を創設。そして、公共施設等を無料または低額で利用することができる「ゴールドチケット

交付事業」あるいは地域での支え合いをさらに進めていくために「高齢者見守り協力員」の創設なども予定している。

今後さいたま市は、超高齢社会により、「独居高齢者」「認知症の増加」「介護の長期化」「介護負担の増大」「老々介護」「高齢者虐待」など、様々な問題の発生が予想されるため、清水市長は、「高齢者が住み慣れた地域で、健やかに安心、安全に過ごしていただけるよう地域ぐるみで支え合い、助け合っていく地域の包括ケア体制の構築が大変重要。その中心的な役割を担っているのが、介護支援専門員の皆様です。連携を一層深め、介護、高齢者福祉の向上にご協力いただきたい」と述べられました。

議案については、滞りなく承認され、会長には、三恵苑在宅介護支援センターの宮本好彦氏が前年度に引き続き選任され、各役員、委員についても承認をいただいた。

また、今年、協会設立10周年と記念すべき年にあたるため、「協会設立10周年パーティー」が開催された。来賓に行政から多数ご出

席いただき、また、埼玉県訪問看護ステーション連絡協議会、歴代ケアマネ協会会長もご参加いただいた。

余興として、落語家の三遊亭楽生氏（さいたま市出身で、現在34歳 テレビ埼玉「彩の国ニュースほっと」に出演中！）にお越しいただき、楽生氏の話が始まると

会場の空気が一変し、一瞬で場の雰囲気をも掴むところは圧巻。声量は豊かで軽快な話し方は、聞き手の心を引きつけ、絶え間ない笑いもあり、今後の活躍が期待される。

表紙（広報誌）のさいたま市介護支援専門員協会「ロゴマーク」は、さいたま

市各区の十色を使用し、「人が支え合い、皆で力を合わせ色とりどりの花を咲かせよう」「ネットワークの和」の意味を込めている。思いを確かめ合い平成24年度の幕が開けた。



平成24年度 第1回全体研修会

介護支援専門員の今後のあり方について

第6期（平成27年度）介護保険改正を見据えて

開催日時 平成24年5月26日（土） 15時00分～16時30分
開催場所 さいたま共済会館

今年度最初の全体研修会は、和光市保健福祉部次長兼務長寿あんしん課長 東内京一氏を講師にお招きし、「介護支援専門員の今後のあり方」についてご講演いただいた。

東内氏は、厚労省老健局で国政の業務経歴があり、現在、厚労省の「ケアマネの在り方検討会」構成員でもあり、保険者として介護予防、地域ケアの確立を推進されている。

まず、日本の現状について、65歳以上の被保険者数は、2011年4月末で2907万人（11年間で740万人増加、34%増）、要介護認定を受けた人数は、同508万人（11年間で290万人増加、133%増）、今後75歳以上の高齢者が増し、特に埼玉県の増加率は、全国1位になると推測され、その中でも埼玉県南部（全国1位は三郷市）は高い傾向にある。また、高齢

者人口と要介護認定率から、75歳～79歳は、13.7%、80～84歳では26.9%に急上昇し、4人に1人が認定者。今後、さらに増加が見込まれることから介護予防の必要性を強調された。

国民の意見募集による結果（厚生労働省老健局）では、本人の希望として、介護が必要になった場合、「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば、自宅で介護を受けたい」が46%で最も多く、2位は「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」24%、「自宅で家族中心に介護を受けたい」4%。

70%以上が在宅での生活を希望しており、「特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい」7%、「医療機関に入院して介護を受けたい」2%にとどまった。

2025年の高齢社会を踏まえる
と ①高齢者ケアのニーズの増大、
②単身世帯の増大 ③認知症を有する者の増加が想定され、「地域包括ケア」が求められる。そのためには、介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、見守りなどの様々な生活支援や成年後見等の権利擁護、住居の保障、低所得者への支援など様々な支援が切れ目なく提供されることが必要であり、今後の支援のあり方を示された。

介護保険事業計画では、「自分が住んでいる市町村の事業計画について見たり、読んだりしたことがありますか」と問いかけがあり、介護保険制度の枠の中で仕事をしているため、特に「要介護認定者推計」「サービス利用必要量、供給量」の欄は必ず見るようにしてほしい。

また、介護保険法の基本条文の中で、【第2条第2項】・【第4条】について国民の理解が薄いため市民への周知徹底をすることが大切。特に4条には、国民の努力義務として「自ら要介護状態になることを予防する」「常に健康の保持増進に努める」「要介護状態になった場

合でもその有する能力の向上に努める」と明記されている。そこが理解できていないか意識も違ってくる。和光市では、市民に4条について漫画的に分かりやすく説明するなどの工夫をしている。

ケース記録の書き方についても言及され、論文のような長い文章を見ることがあるが、簡条的に書くことで業務の効率化が図れる。和光市のコミュニティケア会議（地域ケア会議）では、限られた時間（20分）で効率的に行うために、簡条的に書く訓練、簡条的に発言する訓練を徹



底的に行っている。時には涙を流す方もいるが、そこは、お互いに信頼関係を作りながら行っている。

最後にケアマネジャーの専門性の確立は、「高度なアセスメントの能力からの確な課題抽出」「高度なプランニング能力による課題対応・解

決」「高度なモニタリング能力による検証・評価・進化管理」「高度なケアチーム編成能力」(縦割り解消・制度間調整能力)。

今後、この4つが求められてくると思うので、困難もあるかもしれないが目指してほしいと締められた。

南区ケアマネサロン

テーマ「事例検討会 アローチャートの実践」

開催日時 平成24年6月11日(月) 10:00~12:00

開催場所 南区文蔵公民館 第一会議室

今回の南区ケアマネサロンでは、アローチャートの実践を通じた事例検討会を実施した。参加者は30名。通常の参加人数よりも多い参加人数で、事例検討やアローチャートに対しての関心が高いことが判った。

はじめに、ケアプランセンターつむぎの保坂氏より吉島豊録先生のアローチャートについて説明をいただいた。(平成23年度第4回全体研修での抜粋)適切なケアマネジ

スであるアセスメントでは、情報収集はできていても、その収集した情報を分析する(アセスメント)ことが不十分で適切なニーズを引き出せない・ニーズがわからないようなことがある。そのような時、自らの思考過程を「見える化する」ことによって、誰にでも易しくアセスメントをする方法の一つとして「アローチャート」を吉島先生は提案している。

その後、社協うらわの高橋氏より事例の提出をしていただき、説



明をいただいた。

4グループに分かれグループワークに移り、事例の情報の中から主観的事実をピンクの付箋に、客観的事実を黄色の付箋に記入し、その付箋を大きな模造紙に張り付けて相容れない関係(アンビバレント)を探しながら情報を深めていった。検討する時間が若干短かったものの、グループ別の発表では、それぞれのグループが、なんらかのニーズの糸口をみつけることができたような発表になった。

サロン終了後、検討会参加者の感想は、「事例検討に参加すること

や事例提出をすることに負担が少ない」「なんとなく、(アセスメント)わかってきたような気がする」との感想がでた。事例提出者は、現在は終了しているプランではあるものの、みなさんの発表を聞いて、自分が対応していた時の考え方や方向性が同じだったと感想があった。

南区では定期的にアローチャートを利用した事例検討会を今後も開催を予定している。



さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることにより、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであって第2条の目的

に賛同する者とする。

- (1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護支援専門員実務研修受講試験合格者であつて、実務研修を終了している者。又は入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。
- (2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであって第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

(退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部

事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならぬ。

2 会員等が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかつたとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。但し、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあつた場合

(抛出品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他抛出品は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 研修・ネットワーク推進委員長 1名
- (5) 広報委員長 1名
- (6) 各区の代表幹事 10名

2 本会の役員は、会長、副会長、事務局長、研

修・ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区の代表幹事とし、総会において会員の中から選出する。

3 会長は役員会で選出し総会で承認する。

4 副会長、事務局長、研修・ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区の代表幹事は会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2名とし、総会において役員以外から選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時、会長に事故がある時、会長が欠けた時は、その職務の代行を行う。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。

3 事務局長は、本会の運営業務を遂行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(5)については、執行部を組織して、運営の中核となる。

5 研修・ネットワーク推進委員長は、研修・ネットワーク推進副委員長並びに、第10条1項の(1)から(4)並びに、会長より氏名された区代表者と研修・ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整等を行う。又、各区より研修会の開催希望が合った場合、会長より指名された区代表者と連携し研修・ネットワーク推進委員会と協議の上、研修計画の調整及び把握に努める。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。又、各区広報委

員からの各区の活動状況を把握して、広報誌の発行、協会の普及・PR活動に努める。

7 各区の代表幹事は、副幹事と連携をして各区の活動の中心となる。又、会長より氏名された代表者は、研修・ネットワーク推進委員として連携を行うものとし、区内で活動を行う際は、活動計画の企画や調整を行い、区内の会員への連絡を行う。但し、区内の会員の規模や代表幹事・副幹事のみで円滑な活動が難しい場合は、代表幹事の判断で区内の活動に協力できる会員を指名して、協力を得ることとする。

8 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市大宮区下町3丁目8番3号 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会大宮サービスセンター内に置く。

(顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

(種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関する

こと

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

(招集及び開催)

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき開催する。

5 役員会は、必要なきとき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員のそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年

の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議

により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員
の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平成23年4月1日から適用とする。

平成 24 年度
さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

月	全体・執行部主催研修内容	幹事会活動・研修内容	施設ケアマネ研修内容	研修・ネットワーク推進委員会 広報委員会	役員会	
4月					執行部会 役員会	
5月	通常総会 第1回全体研修「基調講演」 (講師 東内 京一氏)	各区 ケアマネサロン		広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
6月			施設ケアマネサロン 「感染症対策～あなたの 施設はどうしてる～」	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
7月	第2回全体研修 「医療関連分野の研修」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
8月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
9月	第3回全体研修 「専門関連分野の研修」		第1回施設ケアマネ研修	研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
10月				研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
11月	第4回全体研修 「連携関連分野の研修」			研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
12月				研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
1月	第5回全体研修 「制度関連分野の研修」			研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
2月				第2回施設ケアマネ研修 「講義」 (講師：峯尾武巳氏)	研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
3月	第6回全体研修 「講演」				研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
備考	7月頃 講師：峯尾 武巳氏 在宅ケアマネ向けの委託研修 ケアプラン変更様式に伴う、委託研修 協賛研修として、医師会・さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会等協賛研修					

あ と が き

さいたま市介護支援専門員協会設立 10 周年を迎えることができました。
広報誌もおかげさまで、Vol.26 まで発行することができました。
役員の皆様をはじめ、会員の皆様、関係者様のご支援、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

10 周年記念にご祝儀やご祝電をいただきましたのでご紹介させていただきます。

ご祝儀

歴代協会顧問	柳沢 賢司 様
歴代協会顧問	中山 正行 様
歴代協会顧問	佐藤 崇之 様
埼玉県訪問看護ステーション連絡協議会	中島 悦子 様
旧岩槻市介護支援専門員連絡会 会長（南平野クリニック）	若杉 直俊 様

ご祝電

さいたま市介護支援専門員協会 初代会長	小川 洋子 様
川崎市介護支援専門員連絡会 会長	中馬三和子 様

「川崎より総会のご盛會を心よりお祈りいたします。

これからの介護支援専門員のあり方を共に考え合える関係を今後も構築していきましょう。」

今回の広報誌は、「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。また、広報誌の「ちょっと coffee break」コーナーですが、今年度も引き続き掲載していきます。会員がリレー式で担当していきますので、あなたの順番がきたらよろしくお祈りいたします。

これからも、「読んでいただける広報誌」を目指していきますので、ご意見、ご要望がありましたらご連絡ください。

事務局より

会員の住所・事業所等登録事項に変更があった場合や入会・退会希望の場合は事務局までご連絡ください。

さいたま市介護支援専門員協会 事務局 野崎・西間木
(社福)さいたま市社会福祉協議会 大宮サービスセンター
電話番号 048 - 645 - 7470 FAX 048 - 645 - 7500

リニューアルしたので見てくださ~い!!

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>